

## 新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の特別取扱いの収束等について

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することを予定しています。(※)

(※) 厚生労働省の厚生科学審議会感染症部会を経て、政府は分類変更を最終判断

「5類」への分類変更が予定どおり実施された場合、新型コロナウイルス感染症は「入院措置・勧告」等の適用対象外となることから、当社は5月8日付で新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の特別取扱いを収束いたします。

これにより、「みなし入院」の特別取扱いは、下記のとおりとなります。5月8日以降に医師により新型コロナウイルス感染症と診断された場合、約款上の「入院」の定義に基づき、実際に病院等に入院された場合に入院給付金等をお支払いいたします。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の特別取扱いについて

医師による診断年月日によって以下の取扱いとし、5月7日以前に医師による診断を受けた方は5月8日以降もご請求いただけます。

	医師による診断年月日		
	2022年9月25日以前	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日以降
「みなし入院」の特別取扱いの対象	全員の方が対象	4類型に該当する方が対象（注）	対象外 ※病院等に入院された場合はお支払対象

(注) 4類型に該当する方は次のとおり

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④ 妊婦の方

#### 2. 「My HER-SYS療養証明（画面）」について

「みなし入院」による請求手続き時の必要書類として「My HER-SYS療養証明（画面）」のご提出を推奨していますが、分類変更に伴い、9月末で「My HER-SYS」の利用はできなくなりますので、早めの請求手続きをお願いいたします。

#### 3. 災害死亡保険金等について

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合の災害死亡保険金等のお支払いの取扱いについては、変更はありません。

以上